

証券コード 2978

2025年10月10日

(電子提供措置の開始日 2025年10月7日)

株 主 各 位

東京都渋谷区恵比寿四丁目3番地14号

株 式 会 社 ツ ク ル バ

代表取締役CEO 野 村 駿 太 郎

第14期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて「第14期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://tsukuruba.com/>

(上記ウェブサイトにアクセスの上、「IR」から「株式情報」をご選択いただき、ご確認ください。)

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載していますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

(上記ウェブサイトにアクセスの上、「銘柄名（会社名）」に「ツクルバ」又は「コード」に当社証券コード「2978」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

敬 具

記

1. 日 時 2025年10月29日（水曜日）午後4時
2. 場 所 東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号
恵比寿ガーデンプレイスタワー4階「SPACE 6」会議室 A1
※前回と開始時刻・会場が異なりますのでご注意ください。

3. 目的事項

報告事項

1. 第14期（2024年8月1日から2025年7月31日まで）事業報告及び連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第14期（2024年8月1日から2025年7月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- | | |
|-------|----------------------------|
| 第1号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第2号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査等委員である取締役3名選任の件 |
| 第4号議案 | 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件 |

4. 議決権行使についてのご案内

（1）書面による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2025年10月28日（火曜日）午後7時までに到着するようご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

（2）インターネットによる議決権行使の場合

インターネットにより議決権を行使される場合には、次頁の「議決権行使方法のご案内」をご高覧の上、2025年10月28日（火曜日）午後7時までに行使してください。

以 上

~~~~~

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

◎本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りしております。ただし、法令及び当社定款の定めに基づき、事業報告の「会社の新株予約権等に関する事項」、「業務の適正を確保するための体制」及び「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」、計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」を除いております。

従って、今回株主様に交付する書面は、会計監査人及び監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした書類の一部となります。

# 議決権行使方法のご案内

---

## 当日ご出席されない場合



### ○書面によるご行使

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

**行使期限 2025年10月28日（火曜日）午後7時必着**



### ○「スマート行使」によるご行使

同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。詳細につきましては次頁をご覧ください。

**行使期限 2025年10月28日（火曜日）午後7時まで**



### ○インターネットによるご行使

当社の指定する議決権行使ウェブサイト（<https://www.web54.net>）にアクセスしていただき、画面の案内に従って、賛否をご送信ください。詳細につきましては次頁をご覧ください。

**行使期限 2025年10月28日（火曜日）午後7時まで**

---

## 当日ご出席される場合



### ○株主総会への出席

当日、同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。また、議事資料として本冊子をご持参くださいますようお願い申し上げます。

**株主総会日時 2025年10月29日（水曜日）午後4時開催**

※書面による議決権行使とインターネット（「スマート行使」を含む）による議決権行使が重複して為された場合は、到着日時を問わず、インターネット（「スマート行使」を含む）によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

※インターネット（「スマート行使」を含む）による議決権行使が複数回為された場合には、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

## 「スマート行使」によるご行使について

①スマートフォン用議決権行使ウェブサイトへアクセスする

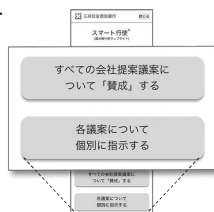


同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンがタブレット端末で読み取ります。

※QRコード®は、株式会社デンソーウェブの登録商標です。



②以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですが以下のPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、下記の議決権行使ウェブサイトへアクセスできます。

## インターネットによるご行使について

お手元の議決権行使書用紙の、所有株式数が印字されている面の左下に記載されている「議決権行使コード」及び「パスワード」をご用意のうえ、アクセスをお願いいたします。

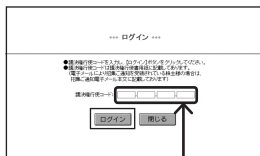
①議決権行使ウェブサイトへアクセスする

<https://www.web54.net>



②ログインする

同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」をご入力ください。



議決権行使コード

③パスワードを入力する

同封の議決権行使書用紙に記載の「初期パスワード」をご入力ください。



実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください。  
「登録」をクリック

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金及び通信料金等は株主様のご負担となります。

※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)  
(受付時間 午前9時～午後9時)

## 事前質問方法のご案内

本株主総会における目的事項に関するご質問について、事前受付を予定しておりますのでご利用ください。

**※事前質問をご利用いただく場合は、本頁の注意事項を必ずご一読ください。**

### ・事前質問方法

下記接続先のURLを入力いただくか、右図の二次元コードを読み込み質問受付サイトにアクセスしていただき、報告事項及び決議事項に関する質問内容をご送信ください。

接続先：

<https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLScjx09bNXcau0ZQBHIKCIwPNeyy3QWhkegl6Cnhua05FQmsw/viewform>



【受付期間】2025年10月10日（金）～2025年10月22日（水）午後7時

### 注意事項

- ・受付期間終了後に送信いただいたご質問にはお答えできかねます。
- ・いただいたご質問のうち、株主の皆様のご関心が高い事項につきましては、議長の判断により、株主総会当日に説明させていただきます。株主総会の進行上の都合やご質問内容により、全てのご質問にお答えできない場合がございます。

# 事業報告

(2024年8月1日から  
2025年7月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度においては、景気は、米国の通商政策等による影響が一部にみられるものの、緩やかに回復しています。先行きについては、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復を支えることが期待されるものの、米国の通商政策の影響による景気の下振れリスクには留意が必要です。加えて、物価上昇の継続が消費者マインドの下振れ等を通じて個人消費に及ぼす影響なども、我が国の景気を下押しするリスクとなっています。また、金融資本市場の変動等の影響に引き続き注意する必要があります。

当社グループがターゲットとする中古マンション市場においては、2025年7月の首都圏中古マンションの成約件数は3,979件（前年同月比24.6%増）と9ヶ月連続で上昇しました。また、成約㎡単価は85.47万円（同8.2%増）と63ヶ月連続、成約価格は5,303万円（同5.0%増）と9カ月連続でそれぞれ前年同月を上回って推移しています。在庫件数は44,689件（同0.4%増）とほぼ横ばいながら2024年4月以来15ヶ月ぶりに増加しました。

このような経済環境のもと、当社グループは、営業活動などにおける生産性向上に注力しながら、主力サービスである中古・リノベーション住宅の流通プラットフォーム「cowcamo（カウカモ）」のプロダクト及びサービスの改善、物件案内を行う営業人員の採用・教育、デジタルマーケティングを中心とした広告活動、業務システムの開発などに取り組むことで、事業規模の拡大を推進してまいりました。

この結果、当連結会計年度の売上高は8,099,031千円（前年同期比47.7%増）、営業利益は274,513千円（前年同期比76.8%増）、経常利益は199,747千円（前年同期比75.1%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は106,639千円（前年同期比50.6%減）となりました。

なお、当社は、2023年11月1日付で、不動産企画デザイン事業の会社分割及び新設会社の株式譲渡を完了しました。これに伴い、当連結会計年度より、報告セグメントを「cowcamo（カウカモ）事業」の単一セグメントに変更したため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施した設備投資の総額は28,104千円であります。

全社共通として、主に本社オフィスの内装工事等への設備投資28,104千円を実施いたしました。

(3) 資金調達の状況

金融機関より運転資金として長期借入金500,000千円の資金調達を行いました。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 対処すべき課題

当社グループの対処すべき課題としましては、既存事業の拡大、収益性の向上及び中長期的な成長に資する体制整備が重要であると認識しており、特に下記を重要課題として取り組んでおります。

1 サービスの知名度向上

当社グループは、テレビや新聞、雑誌、ラジオ等のマスメディア向けの広告や屋外・交通広告は実施しておらず、これまで培ってきたデジタルマーケティングのノウハウを活用することにより、ユーザー、会員を獲得してまいりました。

一方で、当面の対象市場としている首都圏の中古マンション流通市場の規模は8兆円(注)と広大であり、特にリノベーションマンション市場は今後も堅調に拡大していくものと想定します。このため、今後のユーザー、会員獲得においては、より広範な認知の獲得が重要であると認識しており、今後はこれまで構築してきたデジタルマーケティングの効率改善と並行し、費用対効果を慎重に検討した上で、その他フォーマットの広告宣伝活動も検討してまいります。

(注) 公益財団法人東日本不動産流通機構「年報マーケットウォッチ2024年度」、公益財団法人不動産流通推進センター「2025不動産業統計集(3月期改訂)3不動産流通」、リフォーム産業新聞社「中古住宅リノベ市場データブック2022-2023」から当社推計

2 エージェントサービスのオペレーションの高度化・効率化

当社グループは、これまでに開発してきた業務管理システム、蓄積してきた

ノウハウにより、エージェントサービスの生産性向上とサービス品質の両立に取組んでまいりました。

しかしながら、今後の事業成長のためにはさらなるユーザー数の増加が必要であり、恒常的な収益性の向上を実現するためには、引き続きオペレーションの高度化・効率化が重要であると考えております。そのため、蓄積された顧客データ・業務データのさらなる活用、業務の自動化等の施策を実施してまいります。

### 3 事業開発の強化

当社グループは、早期の事業拡大のために適切な外部事業者との連携が重要であると考えております。そのため、取引先事業者との関係を強化し、事業開発の推進を図ってまいります。

### 4 技術開発体制の強化

当社グループ事業においては、技術革新のスピードは非常に早く、類似のサービスや競合の参入が予測されるため、新規サービスの展開スピードを速めるべく、エンジニアの採用・チーム体制の整備を通じて開発体制を強化してまいります。

### 5 組織体制の強化

当社グループは、事業規模の拡大及び成長のためには、専門性を有する人材の採用、社員の育成及び社員への企業理念・経営方針の伝達が重要な課題と考えております。当社グループは社内研修の強化、福利厚生の実施を図っていくとともに、志望者を惹きつけるような事業を展開していくことで、優秀な人材の採用強化に取り組んでまいります。また、社員に対して経営ビジョン・ミッションを踏まえた当社グループの経験とノウハウに基づく研修を計画的に実施していくことで、社員の育成及び企業理念・経営方針の伝達を行ってまいります。

### 6 情報管理体制の強化

当社グループは、社内の情報管理体制を整備し、情報管理の徹底を図っておりますが、個人情報等の機密情報につきましては、社内規程の厳格な運用、定期的な社内教育の実施、情報セキュリティマネジメントシステムの整備等により、今後も引き続き、情報管理体制の強化を図ってまいります。

## 7 内部統制の強化

当社グループ事業が継続的に成長し、顧客に安定したサービスを提供し続けていくためには、継続的な内部統制の整備、強化に取り組んでいくことが重要であると考えております。当社グループは、組織が健全かつ効果的に運営されるように、内部統制の実効性を高めるための環境を整備し、コーポレート・ガバナンスを充実していくことにより、内部統制の整備、強化を行っていく方針であります。

なお、当連結会計年度において、当社元代表取締役に関するコンプライアンス上の疑義にかかる事案が発覚したため、2025年6月17日付にて社内調査委員会を設置し、独立社外取締役である監査等委員および外部の独立性・専門性を有する弁護士により調査を実施いたしました。

当該調査結果および社内調査委員会からの提言を踏まえ、役員への監督強化を含むガバナンス体制の充実や、取締役会および取締役としてのルールの明確化、役職員の知識・意識の向上などを目的とした再発防止策を策定し、その取組みを進めております。詳細については、2025年9月12日付適時開示「一部インターネット上の発信情報に関する調査結果のお知らせ」をご参照ください。

当社といたしましては、今後策定した再発防止策を着実に実施するとともに、コーポレート・ガバナンスの強化、コンプライアンス意識のさらなる向上を図り、信頼回復に努めてまいります。

## (6) 財産及び損益の状況の推移

### 1 企業集団の財産及び損益の状況

| 区 分                          | 第 11 期<br>(2022年7月期) | 第 12 期<br>(2023年7月期) | 第 13 期<br>(2024年7月期) | 第 14 期<br>(当連結会計年度)<br>(2025年7月期) |
|------------------------------|----------------------|----------------------|----------------------|-----------------------------------|
| 売 上 高 (千円)                   | —                    | —                    | 5,483,091            | 8,099,031                         |
| 経 常 利 益 (千円)                 | —                    | —                    | 114,088              | 199,747                           |
| 親会社株主に帰属する<br>当 期 純 利 益 (千円) | —                    | —                    | 215,658              | 106,639                           |
| 1株当たり当期純利益 (円)               | —                    | —                    | 18円42銭               | 9円38銭                             |
| 総 資 産 (千円)                   | —                    | —                    | 4,221,550            | 6,141,447                         |
| 純 資 産 (千円)                   | —                    | —                    | 1,800,203            | 1,931,700                         |
| 1株当たり純資産額 (円)                | —                    | —                    | 84円00銭               | 94円85銭                            |

(注) 1. 第13期より連結計算書類を作成しているため、第12期以前の各数値については記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式数により、1株当たり純資産額は期末発行済株式数により算出しております。なお、発行済株式数は、自己株式を控除した株式数によっております。

## 2 当社の財産及び損益の状況

| 区 分                                 | 第 11 期<br>(2022年 7 月期) | 第 12 期<br>(2023年 7 月期) | 第 13 期<br>(2024年 7 月期) | 第 14 期<br>(当事業年度)<br>(2025年 7 月期) |
|-------------------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|-----------------------------------|
| 売 上 高 (千円)                          | 2,766,313              | 4,152,638              | 4,682,998              | 4,676,304                         |
| 経 常 利 益 又 は<br>経 常 損 失 (△) (千円)     | △795,020               | △150,798               | 73,975                 | △36,548                           |
| 当 期 純 利 益 又 は<br>当 期 純 損 失 (△) (千円) | △822,420               | △165,523               | 186,527                | △49,376                           |
| 1株当たり当期純利益又は<br>1株当たり当期純損失 (△) (円)  | △74円37銭                | △14円83銭                | 15円85銭                 | △4円34銭                            |
| 総 資 産 (千円)                          | 2,878,842              | 3,064,344              | 4,498,690              | 4,106,780                         |
| 純 資 産 (千円)                          | 909,607                | 1,512,577              | 1,764,142              | 1,739,623                         |
| 1株当たり純資産額 (円)                       | 73円67銭                 | 60円82銭                 | 80円82銭                 | 77円97銭                            |

(注) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は期中平均発行済株式数により、1株当たり純資産額は期末発行済株式数により算出しております。なお、発行済株式数は、自己株式を控除した株式数によっております。

## (7) 重要な親会社及び子会社の状況

### 1 親会社との関係

該当事項はありません。

### 2 子会社の状況

| 会 社 名        | 資 本 金    | 当社の出資比率 | 主要な事業内容             |
|--------------|----------|---------|---------------------|
| 株式会社ツクルバボックス | 92,000千円 | 100%    | 不動産の売買、仲介、斡旋、賃貸及び管理 |

(8) 主要な事業内容

| 事業              | 事業内容                                                                        |
|-----------------|-----------------------------------------------------------------------------|
| cowcamo（カウカモ）事業 | 主に中古・リノベーション住宅のオンライン流通プラットフォーム「cowcamo（カウカモ）」の運営を通じた、中古・リノベーション住宅の仲介サービスの提供 |

(9) 主要な営業所

| 名称 | 所在地    |
|----|--------|
| 本社 | 東京都渋谷区 |

(10) 従業員の状況

| 従業員数 | 前連結会計年度末比増減 | 平均年齢   | 平均勤続年数 |
|------|-------------|--------|--------|
| 235名 | 38名増        | 31歳9ヶ月 | 2年6ヶ月  |

（注）従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（68名）は含んでおりません。

## (11) 主要な借入先及び借入額

| 借 入 先           | 借 入 額      |
|-----------------|------------|
| 株式会社三菱UFJ銀行     | 686,000 千円 |
| 株式会社りそな銀行       | 579,178    |
| 株式会社北國銀行        | 430,004    |
| 株式会社商工組合中央金庫    | 368,410    |
| 株式会社北陸銀行        | 202,000    |
| 株式会社きらぼし銀行      | 178,482    |
| 株式会社三井住友銀行      | 173,500    |
| オリックス銀行株式会社     | 157,300    |
| ファンズ・レンディング株式会社 | 150,000    |
| 株式会社山陰合同銀行      | 150,000    |
| 株式会社千葉銀行        | 118,000    |

## 2. 会社の株式に関する事項

### (1) 発行可能株式総数

|        |             |
|--------|-------------|
| 普通株式   | 35,186,100株 |
| A種種類株式 | 700株        |

### (2) 発行済株式の総数

|        |                              |
|--------|------------------------------|
| 普通株式   | 11,715,200株（自己株式335,709株を含む） |
| A種種類株式 | 700株                         |

### (3) 株主数

|        |        |
|--------|--------|
| 普通株式   | 2,014名 |
| A種種類株式 | 1名     |

### (4) 大株主（上位10名）

| 株 主 名                | 持株数(株)<br>(全て普通株式) | 持株比率(%)<br>(四捨五入) |
|----------------------|--------------------|-------------------|
| 村上浩輝                 | 2,182,000          | 19.17             |
| 株式会社エイチ              | 1,167,500          | 10.26             |
| 株式会社ワングローブキャピタル      | 901,500            | 7.92              |
| 合同会社エム               | 885,000            | 7.78              |
| 株式会社日本カストディ銀行（信託口）   | 867,800            | 7.63              |
| 中村真広                 | 806,500            | 7.09              |
| 竹内真                  | 478,800            | 4.21              |
| イーストベンチャーズ投資事業有限責任組合 | 350,000            | 3.08              |
| 佐護勝紀                 | 250,000            | 2.20              |
| 株式会社SBI証券            | 187,685            | 1.65              |

(注) 1. 上記のほか、普通株式の自己株式335,709株があります。

2. 持株比率は当社所有自己株式（335,709株）を控除して計算しております。

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役の氏名等

| 氏 名       | 地位及び担当         | 重要な兼職の状況                                                               |
|-----------|----------------|------------------------------------------------------------------------|
| 村 上 浩 輝   | 代表取締役CEO       | —                                                                      |
| 北 原 寛 司   | 取締役CSO         | —                                                                      |
| 竹 内 真     | 取締役            | 株式会社メドレー取締役<br>トグルホールディングス株式会社社外取締役                                    |
| 野 村 駿 太 郎 | 取締役CRO         | 株式会社ツクルバボックス代表取締役                                                      |
| 福 島 良 典   | 取締役            | 株式会社LayerX代表取締役CEO                                                     |
| 西 浦 千 栄 子 | 取締役<br>常勤監査等委員 | 西浦公認会計士事務所代表<br>S&Nパートナーズ法律会計事務所顧問<br>株式会社NSD社外監査役<br>株式会社ツクルバボックス監査役  |
| 小 林 賢 治   | 取締役<br>監査等委員   | シニフィアン株式会社代表取締役<br>ラクスル株式会社社外取締役<br>株式会社gumi社外取締役（監査等委員）               |
| 石 本 忠 次   | 取締役<br>監査等委員   | 株式会社メンターキャピタルホールディングス代表取締役<br>ユナイテッド株式会社社外取締役<br>ビジュアル株式会社社外取締役（監査等委員） |

- (注) 1. 取締役福島良典氏、西浦千栄子氏、小林賢治氏及び石本忠次氏は、社外取締役であります。
2. 当社は監査等委員会による監査等の実効性を高めるため、常勤の監査等委員を選定しております。
3. 当社は取締役福島良典氏、西浦千栄子氏、小林賢治氏及び石本忠次氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査等委員である取締役の西浦千栄子氏は、戸籍上の氏名は外山千栄子であります。職務上使用している氏名で表記しております。
5. 監査等委員である取締役の西浦千栄子氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 監査等委員である取締役の石本忠次氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

## (2) 当事業年度に係る取締役の報酬等の額

### 1 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針にかかる事項

当社は、2023年10月27日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

また取締役会は、当事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等については、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

#### イ. 基本方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下同様。）の報酬等は、持続的な成長と社会的な存在価値及び中長期的な企業価値の向上に向けた活動に対して、取締役の意欲をより高め、かつ経営成績等に鑑み適切、公正なバランスの取れたものとするを基本方針とする。なお、取締役の報酬等は、金銭報酬（固定報酬及び賞与）並びに非金銭報酬（株式報酬）により構成されるものとし、基本方針に鑑みてその割合を決定する。

#### ロ. 金銭報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の固定報酬は、毎月一定額を現金で支給する。個人別の固定報酬の額は、役位、職責、中長期的な企業価値及び株主価値向上への貢献度に応じて、他社水準、当社の業績、従業員給与の水準を考慮しながら、総合的に勘案して決定する。また、賞与の支給可否、支給時期及び支給額については、当社の業績、当社への貢献度及び職責等を総合的に勘案して決定する。賞与の算定指標となる業績指標については、他社動向を考慮しながら、経営成績等を反映するものとして適切な指標を総合的に勘案して決定する。

#### ハ. 非金銭報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役（その職責等に応じ、業務執行を行わない取締役も含む。）の株式報酬は、株式報酬型ストックオプション（権利行使時の払込金額を1株当たり1円とするもの）とし、原則として毎事業年度終了後に付与する。個人別の株式報酬の額は、役位、職責、中長期的な企業価値及び株主価値向上への貢献

度に応じて、他社水準を考慮しながら、総合的に勘案して決定する。

なお、2025年2月より、取締役会の任意の諮問機関として指名・報酬委員会を設立しております。役員報酬の決定方針については、指名・報酬委員会にて審議し、同委員会の答申を踏まえて、取締役会の決議によって決定するものとしております。報酬額（実支給額）の決定にあたっては、当該決定方針及び指名・報酬委員会の答申を踏まえて、取締役会の決議により一任された代表取締役が決定することとしています。

## 2 当事業年度に係る報酬等の総額等

| 役員区分                       | 報酬等の総額<br>(千円)     | 報酬等の種類別の総額（千円）     |          |                   | 役員の員数<br>(人) |
|----------------------------|--------------------|--------------------|----------|-------------------|--------------|
|                            |                    | 基本報酬               | 業績連動報酬等  | 非金銭報酬等            |              |
| 取締役（監査等委員を除く）<br>（うち社外取締役） | 53,679<br>(2,848)  | 42,300<br>(750)    | -<br>(-) | 11,379<br>(2,098) | 6<br>(2)     |
| 監査等委員である取締役<br>（うち社外取締役）   | 15,863<br>(15,863) | 13,200<br>(13,200) | -<br>(-) | 2,663<br>(2,663)  | 3<br>(3)     |

- (注) 1. 上記には、2024年10月28日開催の定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名（うち社外取締役1名）を含めております。なお、一部の取締役による2025年7月に実施の自主返納は、取締役報酬支給後の返納であるため上表の報酬額は自主返納前で記載しております。
2. 取締役（監査等委員である取締役を除く）の金銭報酬の額は、2023年10月27日開催の定時株主総会において、年額200,000千円以内（うち社外取締役分は年額100,000千円以内）、ストック・オプションとしての報酬等の額は同株主総会で年額50,000千円以内（うち社外取締役分は年額20,000千円以内）と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、6名（うち、社外取締役は3名）です。
3. 監査等委員である取締役の金銭報酬の額は、2023年10月27日開催の定時株主総会において、年額50,000千円以内、ストック・オプションとしての報酬等の額は同株主総会で年額12,500千円以内と決議しております。当該株主総会終結時点での監査等委員である取締役の員数は、3名（うち、社外取締役は3名）です。
4. 取締役会は、代表取締役CEO村上浩輝に対して各取締役の基本報酬の額の決定を委任しております。代表取締役に委任した理由は、当社を取り巻く環境、当社全体の経営状況等を最も熟知しており総合的に取締役の報酬額を決定できると判断したためです。なお、各取締役の個別報酬額の決定に際しては、代表取締役CEOは社外取締役への意見聴取を実施することとし、当該手続きを通じて決定プロセスの適正化を図っております。
5. 非金銭報酬として、取締役（監査等委員である取締役を除く）及び監査等委員である取締役に對し、株式報酬型ストック・オプションを付与しております。上記「非金銭報酬等」は、当事業年度に費用計上した金額を記載しております。但し、取締役（監査等委員を除く）のうち1名が、2025年7月25日付で自主放棄を行ったストック・オプションにかかる影響額は含まれていません。

### (3)責任限定契約の内容の概要

社外取締役福島良典氏、監査等委員である社外取締役西浦千栄子氏、小林賢治氏、石本忠次氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1

項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。

#### (4)役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社及び子会社の取締役、監査役及び執行役員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害について、補填することとしております。ただし、法令違反の行為のあることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。保険料は当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

## (5) 社外役員に関する事項

### 1 重要な兼職先と当社との関係

取締役福島良典氏は、株式会社LayerXの代表取締役CEOであります。当社と兼職先との間に重要な取引その他の特別の関係はありません。

取締役（監査等委員）西浦千栄子氏は、西浦公認会計士事務所代表、S&Nパートナーズ法律会計事務所顧問、株式会社NSD社外監査役であります。当社と兼職先との間に重要な取引その他の特別の関係はありません。

取締役（監査等委員）小林賢治氏は、ラクスル株式会社社外取締役、シニフィアン株式会社代表取締役、株式会社gumi社外取締役（監査等委員）であります。当社と兼職先との間に重要な取引その他の特別の関係はありません。

取締役（監査等委員）石本忠次氏は、株式会社メンターキャピタルホールディングス代表取締役、ユナイテッド株式会社社外取締役、ビジョナル株式会社社外取締役（監査等委員）であります。当社と兼職先との間に重要な取引その他の特別の関係はありません。

### 2 当事業年度における主な活動状況

| 区 分 | 氏 名     | 主な活動状況                                                                                                                                                     |
|-----|---------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 | 福 島 良 典 | 当事業年度開催の取締役会18回の全てに出席し、議案・審議等につき必要な発言を行っております。<br>また、エンジニアとしてコンピュータサイエンスや機械学習への深い見識を持ち、かつ、上場企業経営者として豊富な経験と幅広い見識を有していることから、当社の経営に関する的確な助言及び業務執行の監督を行っております。 |

| 区 分            | 氏 名       | 主な活動状況                                                                                                                |
|----------------|-----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役<br>(監査等委員) | 西 浦 千 栄 子 | 当事業年度開催の取締役会18回及び監査等委員会15回の全てに出席し、議案・審議等につき必要な発言を行っております。<br>また、公認会計士としての財務及び会計に関する深い見識に基づき、客観的、中立的適切な立場から監査を行っております。 |
| 取締役<br>(監査等委員) | 小 林 賢 治   | 当事業年度開催の取締役会18回及び監査等委員会15回の全てに出席し、議案・審議等につき必要な発言を行っております。<br>また、経営者としての豊富な経験と深い見識に基づき、客観的、中立的適切な立場から監査を行っております。       |
| 取締役<br>(監査等委員) | 石 本 忠 次   | 当事業年度開催の取締役会18回及び監査等委員会15回の全てに出席し、議案・審議等につき必要な発言を行っております。<br>また、税理士としての財務及び会計に関する深い見識に基づき、客観的、中立的適切な立場から監査を行っております。   |

## 4. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の名称

和泉監査法人

### (2) 報酬等の額

|                               | 支 払 額    |
|-------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額           | 24,000千円 |
| 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 24,000千円 |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等について同意することが相当であるとの判断をいたしました。

### (3) 非監査業務の内容

当社は、和泉監査法人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外の業務を委託しておりません。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

## 5. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、財務体質の強化と事業拡大のための内部留保の充実を図ることが優先課題であると考えており、創業以来配当を行っておりません。現在は成長過程にあると考えていることから、経営基盤の安定化を図るために内部留保を充実させ、事業拡大、事業効率化のために投資を行い、企業価値向上を図ることが、株主に対する最大の利益還元につながると考えております。

そのため、上記の方針に従い、当事業年度においても剰余金の配当の方針はございません。内部留保資金につきましては、事業拡大を目的とした中長期的な事業原資として利用していく予定であります。

なお、A種種類株式につきましては、発行時に定められた種類株式発行要項に基づき、所定の金額の配当を実施いたします。

~~~~~  
(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連 結 貸 借 対 照 表

(2025年7月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	5,802,240	流 動 負 債	3,499,629
現 金 及 び 預 金	1,867,530	買 掛 金	59,710
売掛金及び契約資産	148,750	短 期 借 入 金	1,667,100
販 売 用 不 動 産	1,642,413	1 年 内 償 還 予 定 の 社 債	72,000
仕掛販売用不動産	1,837,075	1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	1,206,304
未 成 工 事 支 出 金	550	未 払 法 人 税 等	89,425
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	4,751	契 約 負 債	23,014
そ の 他	301,540	そ の 他	382,075
貸 倒 引 当 金	△372		
固 定 資 産	339,206	固 定 負 債	710,118
有 形 固 定 資 産	89,436	社 債	101,000
建 物 及 び 構 築 物	57,934	長 期 借 入 金	609,118
工 具 器 具 備 品	18,895		
建 設 仮 勘 定	12,606		
投資その他の資産	249,769	負 債 合 計	4,209,747
投 資 有 価 証 券	29,314	(純資産の部)	
長 期 貸 付 金	30,404	株 主 資 本	1,789,657
繰 延 税 金 資 産	72,124	資 本 金	14,698
そ の 他	117,925	資 本 剰 余 金	1,680,772
		利 益 剰 余 金	156,703
		自 己 株 式	△62,516
		その他の包括利益累計額	△3,274
		その他有価証券評価差額金	△3,274
		新 株 予 約 権	145,316
		純 資 産 合 計	1,931,700
資 産 合 計	6,141,447	負債・純資産合計	6,141,447

連 結 損 益 計 算 書

(2024年8月1日から
2025年7月31日まで)

(単位：千円)

科 目		金 額	
売上高	8,099,031		
売上原価	4,555,629		
売上総利益	3,543,401		
販売費及び一般管理費	3,268,888		
営業利益	274,513		
営業外収益			
受取利息	1,243		
受取配当金	2		
受取成金収入	550		
受取手数料	1,057		
役員報酬返納額	1,000		
その他	1,588		5,442
営業外費用			
支払利息	47,868		
社債利息	775		
支払手数料	28,931		
支払補償金	1,619		
その他	1,012		80,208
経常利益	199,747		
特別利益			
新株予約権戻入益	10,895		
固定資産売却益	132		11,028
特別損失			
移転関連費用	25,188		
特別調査費用等	19,414		
投資有価証券評価損	5,000		
固定資産売却損	60		49,663
税金等調整前当期純利益			161,111
法人税、住民税及び事業税	95,080		
法人税等調整額	△40,607		54,472
当期純利益			106,639
親会社株主に帰属する当期純利益			106,639

貸 借 対 照 表

(2025年7月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	3,619,175	流 動 負 債	1,657,039
現 金 及 び 預 金	1,253,443	買 掛 金	15,309
売掛金及び契約資産	161,342	短 期 借 入 金	698,300
販 売 用 不 動 産	261,202	1 年 内 償 還 予 定 の 社 債	72,000
仕掛販売用不動産	298,729	1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	502,404
未 成 工 事 支 出 金	550	未 払 金	260,375
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	494	未 払 費 用	34,201
前 渡 金	10,551	未 払 法 人 税 等	2,699
前 払 費 用	81,307	未 払 消 費 税 等	53,172
短 期 貸 付 金	1,435,000	契 約 負 債	3,144
そ の 他	116,924	預 り 金	15,314
貸 倒 引 当 金	△372	前 受 収 益	117
固 定 資 産	487,605	固 定 負 債	710,118
有 形 固 定 資 産	89,436	社 債	101,000
建 物	57,934	長 期 借 入 金	609,118
工 具 器 具 備 品	18,895		
建 設 仮 勘 定	12,606	負 債 合 計	2,367,157
投資その他の資産	398,168	(純資産の部)	
投 資 有 価 証 券	29,314	株 主 資 本	1,597,581
関 係 会 社 株 式	182,000	資 本 金	14,698
敷 金 及 び 保 証 金	92,473	資 本 剰 余 金	1,680,772
長 期 貸 付 金	30,404	資 本 準 備 金	14,698
長 期 前 払 費 用	3,722	そ の 他 資 本 剰 余 金	1,666,074
繰 延 税 金 資 産	60,133	利 益 剰 余 金	△35,372
そ の 他	120	そ の 他 利 益 剰 余 金	△35,372
		繰 越 利 益 剰 余 金	△35,372
		自 己 株 式	△62,516
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	△3,274
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△3,274
		新 株 予 約 権	145,316
		純 資 産 合 計	1,739,623
資 産 合 計	4,106,780	負債・純資産合計	4,106,780

損 益 計 算 書

(2024年8月1日から
2025年7月31日まで)

(単位：千円)

科 目		金 額	
売上高			4,676,304
売上原価			1,748,092
売上総利益			2,928,212
販売費及び一般管理費			3,038,395
営業損失(△)			△110,183
営業外収益			
受取利息	38,897		
受取配当金	2		
受取手数料	71,021		
その他	3,056		112,978
営業外費用			
支払利息	30,242		
社債利息	775		
支払手数料	6,855		
支払補償金	459		
その他	1,012		39,344
経常損失(△)			△36,548
特別利益			
新株予約権戻入益	10,895		
固定資産売却益	132		11,028
特別損失			
移転関連費用	25,188		
特別調査費用等	19,414		
投資有価証券評価損	5,000		
固定資産売却損	60		49,663
税引前当期純損失(△)			△75,183
法人税、住民税及び事業税	2,809		
法人税等調整額	△28,616		△25,806
当期純損失(△)			△49,376

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年9月19日

株式会社ツクルバ
取締役会 御中

和泉監査法人
東京都新宿区
代表社員 公認会計士 松 藤 悠
業務執行社員
代表社員 公認会計士 飯 田 博 士
業務執行社員 公認会計士 秦 昌 幸

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ツクルバの2024年8月1日から2025年7月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ツクルバ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関し責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年 9月19日

株式会社ツクルバ
取締役会 御中

和泉監査法人

東京都新宿区

代 表 社 員	公認会計士	松 藤 悠
業 務 執 行 社 員		
代 表 社 員	公認会計士	飯 田 博 士
業 務 執 行 社 員		
業 務 執 行 社 員	公認会計士	秦 昌 幸

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ツクルバの2024年8月1日から2025年7月31日までの第14期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年8月1日から2025年7月31日までの第14期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- 1 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、常勤監査等委員が子会社の監査役を兼務しており、当該子会社の重要な会議に出席するほか、当該子会社の取締役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて事業の報告を受けました。
- 2 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、事業報告に記載の通り、元代表取締役に関するコンプライアンス上の疑義にかかる事案に関しましては、監査等委員で組成された社内調査委員会として調査の上、取締役会に報告し、内部統制システム含めたコーポレート・ガバナンスの強化について提案いたしました。既にこれらを踏まえた再発防止策が実践され始めたことを認識しておりますが、今後も実施状況について監視、検証してまいります。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人と泉監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人と泉監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年9月25日

株式会社ツクルバ 監査等委員会

常勤監査等委員	西 浦 千 栄 子 ㊞
監査等委員	小 林 賢 治 ㊞
監査等委員	石 本 忠 次 ㊞

(注) 常勤監査等委員西浦千栄子、監査等委員小林賢治及び石本忠次は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

コーポレートガバナンスの更なる高度化に向けて、取締役会の柔軟な運営を可能とするとともに、経営の意思決定の客観性及び透明性の向上を図ることを目的として、取締役会の議長につき、代表取締役以外の取締役ににおいても務めることができるよう、必要な変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更は次のとおりであります。

(下線は変更分を示します。)

現行定款	変更案
(取締役会の招集権者及び議長) 第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、 <u>代表取締役</u> がこれを招集し、議長となる。 2 代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役に取締役会を招集し、議長となる。	(取締役会の招集権者及び議長) 第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、 <u>取締役会によってあらかじめ定めた取締役</u> がこれを招集し、議長となる。 2 <u>前項の取締役</u> に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役に取締役会を招集し、議長となる。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（5名）は本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名（うち社外取締役2名）の選任をお願いするものであります。

候補者の選定にあたっては、当社が任意で設置し、独立社外取締役が委員の過半数を占める指名・報酬委員会の審議・答申を経ております。

なお、本議案に関し、監査等委員会から特段の意見は出ておりません。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数
1	のむらしゅんたろう 野村 駿太郎 (1985年10月5日)	2009年4月 株式会社コスモスイニシア入社 2023年7月 当社入社 2023年8月 株式会社ツクルバボックス代表取締役 (現任) 2024年2月 当社執行役員 2024年8月 当社上級執行役員 2025年2月 当社上級執行役員CRO 2025年5月 当社取締役 上級執行役員CRO 2025年9月 当社代表取締役CEO（現任）	普通株式 9,100株 A種類株式 - 株
2	きた はら ひろ し 北原 寛司 (1983年12月19日)	2011年12月 株式会社コーポレートディレクション入 社 2012年9月 デロイトトーマツコンサルティング合同 会社入社 2016年11月 当社入社 2018年5月 当社取締役C00兼経営企画室長 2020年2月 当社取締役C00 2023年7月 当社取締役CS0（現任）	普通株式 165,900株 A種類株式 - 株
3	たけうちしん 竹内 真 (1978年7月5日)	2001年4月 富士ソフトABC株式会社（現富士ソフト 株式会社）入社 2007年3月 フリーランスとして独立 2013年1月 株式会社ビズリーチ取締役 2019年9月 一般社団法人日本CTO協会理事 2020年2月 ビジヨナル株式会社取締役CTO 2021年10月 当社社外取締役 2025年3月 株式会社メドレー取締役（現任） 2025年3月 トグルホールディングス株式会社社外取 締役（現任） 2025年5月 当社取締役（現任）	普通株式 478,800株 A種類株式 - 株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数
4	こばやし けんじ 小林 賢 治 (1978年5月11日)	2005年4月 株式会社コーポレートディレクション入社 2009年4月 株式会社ディー・エヌ・エー入社 2011年6月 同社取締役 2015年6月 同社執行役員 2017年7月 シニフィアン株式会社代表取締役（現任） 2020年10月 ラクスル株式会社社外取締役（現任） 2023年10月 当社社外取締役（監査等委員）（現任） 2024年7月 株式会社gumi社外取締役（監査等委員）（現任）	普通株式 - 株 A種類株式 - 株
5	ふくしまよりのり 福 島 良 典 (1988年2月15日)	2012年11月 株式会社Gunosy創業、同社代表取締役 2013年11月 株式会社Gunosy代表取締役最高責任者 2018年12月 株式会社LayerX代表取締役CEO（現任） 2019年10月 当社社外取締役（現任） 2023年10月 株式会社progmatt非常勤取締役（現任）	普通株式 70,000株 A種類株式 - 株

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 野村駿太郎氏を取締役候補者とした理由は、不動産ディベロッパーにおいて最年少管理職の経験を経て、現在は、当社代表取締役CEOを務め、不動産・住宅流通業界において豊富な知識と経験を有しており、当社のさらなる経営体制の強化及び更なる事業成長に資するものと判断したためであります。
3. 北原寛司氏を取締役候補者とした理由は、大手コンサルティング会社を経て、現在は、当社取締役CSOを務め、当社の事業及び経営における豊富な知識と経験を有しており、当社のさらなる企業価値向上に資するものと判断したためであります。
4. 竹内真氏を取締役候補者とした理由は、テクノロジーに深い見識を持ち、かつ、成長著しいテクノロジー企業において、テクノロジー組織の立ち上げやテクノロジー企業経験者としての経験に基づく深く幅広い見識を有していることから、今後の当社の経営に関する的確な助言及び業務執行の監督を期待する存在であると判断したためであります。
5. 小林賢治氏、福島良典氏は社外取締役候補者であります。
6. 当社は、小林賢治氏、福島良典氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、原案どおり選任された場合、引き続き独立役員として指定する予定です。
7. 小林賢治氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割は、取締役就任及び会社設立の経験から、経営者として豊富な経験・実績・見識を有しており、当社経営の推進及び強化を期待し、社外取締役としての選任をお願いするものであります。
8. 福島良典氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割は、エンジニアとしてコンピュータサイエンスや機械学習への深い見識を持ち、かつ、上場企業経営者として豊富な経験と幅広い見識を有していることから、今後の当社の経営に関する的確な助言及び業務執行の監督を期待して社外取締役としての選任をお願いするものであります。
9. 小林賢治氏、福島良典氏は、現在、当社の社外取締役ですが、小林賢治氏の社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって2年、福島良典氏の社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって6年となります。
10. 当社は、現在小林賢治氏、福島良典氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。再任が承認された場合、当社は上記責任限定契約を継続する予定であります。

11. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる、役員等としての職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずる損害を当該保険契約により補填することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
12. 各候補者の所有する当社株式は、当期末（2025年7月31日）現在の株式数を記載しております。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名（うち社外取締役3名）の選任をお願いするものであります。

候補者の選定にあたっては、当社が任意で設置し、独立社外取締役が委員の過半数を占める指名・報酬委員会の審議・答申を経ております。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	にしうらちえこ 西浦千栄子 (1984年3月1日)	2006年12月 新日本有限責任監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）入所 2009年12月 公認会計士登録 2014年9月 西浦公認会計士事務所開設（現任） 2016年6月 S&Nパートナーズ法律事務所顧問（現任） 2023年6月 株式会社NSD社外監査役（現任） 2023年10月 当社社外取締役（監査等委員）（現任） 2023年11月 株式会社ツクルバボックス監査役（現任）	普通株式 700株 A種種類株式 - 株
2	いしもとただつべ 石本忠次 (1973年10月9日)	1997年8月 KPMG ビートマーウィック株式会社（現KPMG税理士法人）入社 2000年4月 税理士登録 2002年10月 メンターキャピタル税務事務所（現メンターキャピタル税理士法人）代表社員（現任） 2002年10月 株式会社メンターキャピタルFAS（現株式会社メンターキャピタルホールディングス）代表取締役（現任） 2016年6月 ユナイテッド株式会社社外取締役（現任） 2020年2月 ビジヨナル株式会社社外取締役（監査等委員）（現任） 2021年10月 株式会社アイモバイル社外取締役（監査等委員）（現任） 2023年10月 当社社外取締役（監査等委員）（現任）	普通株式 2,100株 A種種類株式 - 株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数
3	きむらはやと 木 村 勇 人 (1986年12月16日)	2012年12月 弁護士登録 2013年 1 月 渥美坂井法律事務所・外国法共同事業入 所 2014年 5 月 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式 会社へ在籍出向 2019年 2 月 三菱地所投資顧問株式会社へ在籍出向 2022年 8 月 Smith, Gambrell & Russell, LLPへ在籍 出向 2025年 1 月 渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 シニアパートナー（現任） 2025年 5 月 ニューヨーク州弁護士登録	普通株式 - 株 A種類株式 - 株

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 西浦千栄子氏及び石本忠次氏、木村勇人氏は、社外の監査等委員である取締役の候補者であります。
3. 当社は、西浦千栄子氏及び石本忠次氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、原案どおり選任された場合、引き続き独立役員として指定する予定です。また、本総会において木村勇人氏が選任された場合、独立役員として指定する予定です。
4. 西浦千栄子氏を社外の監査等委員である取締役の候補者とした理由及び期待される役割は、公認会計士として培われた豊富な経験と知識を有しており、経営管理に関する高い専門性と独立した立場からの適切な監査と助言を期待し、当社監査体制の一層の強化を図るため、監査等委員である取締役としての選任をお願いするものであります。同氏は、過去に直接会社経営に関与したことはありませんが、会計事務所の経営者としてのご経験及び上記理由から監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。
5. 石本忠次氏を社外の監査等委員である取締役候補者とした理由及び期待される役割は、税理士としての豊富な知見を有しており、当該知見を活かした専門的な観点から企業経営及び当社の経営への助言や取締役の職務執行に対する監督等をいただくことなど、企業経営及び財務体質強化等への積極的な発言を期待し、監査の実効性を確保するため監査等委員である社外取締役としての選任をお願いするものであります。
6. 木村勇人氏を社外の監査等委員である取締役候補者とした理由及び期待される役割は、弁護士としての資格及び豊富な実務経験と高度な専門知見を有しており、不動産をはじめとする幅広い企業法務分野に精通し、複雑化する事業環境における法的リスクの予防・低減や重要経営判断に対する適切な法的助言が可能であることから、当社においてもその専門性を活かし、コーポレートガバナンスの実効性向上への貢献することを期待して、監査等委員である社外取締役としての選任をお願いするものであります。
7. 西浦千栄子氏及び石本忠次氏の監査等委員である社外取締役の在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって2年となります。
8. 当社は、現在西浦千栄子氏及び石本忠次氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。再任が承認された場合、当社は上記責任限定契約を継続する予定であります。
9. 当社は、木村勇人氏が選任された場合、同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする予定であります。
10. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で

締結し、被保険者が負担することになる、役員等としての職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずる損害を当該保険契約により補填することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役（監査等委員。以下、本議案において同じ。）が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠の監査等委員1名の選任をお願いしたいと存じます。その任期は前任者の残存任期とします。

なお、本決議の効力は2年後の定時株主総会が開催される時までとします。

候補者の選定にあたっては、当社が任意で設置し、独立社外取締役が委員の過半数を占める指名・報酬委員会の審議・答申を経ております。

本議案の提出につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数
さか した なお や 坂 下 尚 弥 (1984年7月18日)	2008年4月 あずさ監査法人（現：有限責任 あずさ監査法人）入所 2013年6月 小谷野公認会計士事務所入所 2015年10月 坂下尚弥公認会計士事務所開設（現任） 2017年11月 ユナイテッド・アセット・アドバイザーズ株式会社代表取締役（現任） 2018年8月 株式会社サ行代表取締役（現任） 2022年2月 株式会社RECEPTIONIST社外監査役（現任） 2022年7月 株式会社PRICINGDATA社外監査役（現任）	普通株式 - 株 A種類株式 - 株

（注）1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

- 坂下尚弥氏は監査等委員である社外取締役の補欠として選任するものであります。
- 坂下尚弥氏は監査等委員である社外取締役の補欠として選任する理由は、公認会計士の資格を保有しており、監査法人や監査役としての実務経験を有しております。その専門知識と経験を生かした適正な監査を期待するとともに、より独立した立場から監査の実効性を確保するため監査等委員である取締役の補欠として選任するものであります。
- 当社は、坂下尚弥氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定です。
- 坂下尚弥氏が監査等委員である社外取締役に就任された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約の締結を予定しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。
- 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる、役員等としての職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずる損害を当該保険契約により補填することとしております。候補者は、監査等委員である社外取締役に就任した場合、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。

以上

【株主のみなさまへのお知らせ】

当社では、株主・投資家のみなさまとの対話を重視し、以下の取り組みを行っております。ぜひご利用くださいますと幸いです。

1. TSUKURUBA IR 通信

下記のnoteにて、IR通信としてIRのスケジュール、会社説明資料の解説、Monthly Reportなどを配信しておりますので、ぜひフォローいただけますと幸いです。

TSUKURUBA IR 通信

URL: https://note.com/tsukuruba_ir



2. TSUKURUBA IR ニュースレター

IR通信の更新やその他の株主・投資家向けのニュースをメールにて配信しておりますので、下記ページからメールアドレスをご登録いただけますと幸いです。

IR ニュースレター登録ページ

URL: <https://tsukuruba.com/ir/newsletter>



以上

株主総会会場ご案内図

東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号
恵比寿ガーデンプレイスタワー4階「SPACE 6」会議室A1
電話番号 03-5423-7130



最 寄 駅

- JR:「恵比寿駅」下車
東口より「恵比寿スカイウォーク」で徒歩約9分
- 東京メトロ日比谷線「恵比寿」下車
1番出口(JR方面)より「恵比寿スカイウォーク」で徒歩約11分

※当会場には専用駐車場がございませんので、上記の公共交通機関をご利用いただきますようお願い申し上げます。

電子提供措置の開始日 2025年10月7日

**第14期定時株主総会
その他の電子提供措置事項
(交付書面省略事項)**

事業報告

会社の新株予約権等に関する事項
業務の適正を確保するための体制
業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

連結計算書類

連結株主資本等変動計算書
連結注記表

計算書類

株主資本等変動計算書
個別注記表

(2024年8月1日から2025年7月31日まで)

株式会社ツクルバ

1. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日において当社役員が有する新株予約権の状況

名称	第17回新株予約権
新株予約権の数	
当社取締役（監査等委員及び社外役員を除く）	25個
当社社外取締役（監査等委員を除く）	24個
当社取締役（監査等委員）	30個
保有人数	
当社取締役（監査等委員及び社外役員を除く）	1名
当社社外取締役（監査等委員を除く）	1名
当社取締役（監査等委員）	1名
新株予約権の目的である株式の種類及び数	
当社取締役（監査等委員及び社外役員を除く）	当社普通株式2,500株
当社社外取締役（監査等委員を除く）	当社普通株式2,400株
当社取締役（監査等委員）	当社普通株式3,000株
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払込は要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり100円 （1株当たり 1円）
新株予約権の行使期間	2024年8月1日から 2030年10月31日まで

主な行使の条件：

- (1) 本新株予約権の割当てを受けた者（以下「本新株予約権者」という。）は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社のグループ会社の取締役、執行役、監査役、使用人、顧問または相談役の地位にあることを要する。ただし、新株予約権者が権利行使資格を喪失した場合は、当社取締役会の決議に基づき、その喪失の日において行使可能であった新株予約権を行使することを認めることができるものとする。

名称	第20回新株予約権
新株予約権の数	
当社取締役（監査等委員及び社外役員を除く）	49個
当社社外取締役（監査等委員を除く）	26個
当社取締役（監査等委員）	33個
保有人数	
当社取締役（監査等委員及び社外役員を除く）	3名
当社社外取締役（監査等委員を除く）	1名
当社取締役（監査等委員）	1名
新株予約権の目的である株式の種類及び数	
当社取締役（監査等委員及び社外役員を除く）	当社普通株式4,900株
当社社外取締役（監査等委員を除く）	当社普通株式2,600株
当社取締役（監査等委員）	当社普通株式3,300株
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払込は要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり100円 （1株当たり1円）
新株予約権の行使期間	2025年8月1日から 2031年10月31日まで

主な行使の条件：

- (1) 本新株予約権の割当てを受けた者（以下「本新株予約権者」という。）は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社のグループ会社の取締役、執行役、監査役、使用人、顧問または相談役の地位にあることを要する。ただし、新株予約権者が権利行使資格を喪失した場合は、当社取締役会の決議に基づき、その喪失の日において行使可能であった新株予約権を行使することを認めることができるものとする。また、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

(2) 当事業年度中に使用人等に対し交付した新株予約権の状況

名称	第20回新株予約権
新株予約権の数	133個
交付人数 当社使用人	23名
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式13,300株
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払込は要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権 1 個当たり100円 (1 株当たり 1 円)
新株予約権の行使期間	2025年8月1日から 2031年10月31日まで

主な行使の条件：

- (1) 本新株予約権の割当てを受けた者（以下「本新株予約権者」という。）は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社のグループ会社の取締役、執行役、監査役、使用人、顧問または相談役の地位にあることを要する。ただし、新株予約権者が権利行使資格を喪失した場合は、当社取締役会の決議に基づき、その喪失の日において行使可能であった新株予約権を行使することを認めることができるものとする。また、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

名称	第11回新株予約権
新株予約権の数	1,552個
保有人数	
当社取締役	3名
当社使用人	13名
社外協力者	1名
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式155,200株
新株予約権の払込金額	新株予約権1個につき3,700円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり104,500円 (1株当たり 1,045円)
新株予約権の行使期間	2023年11月1日から 2028年10月31日まで

主な行使の条件：

- (1) 本新株予約権の割当てを受けた者（以下「本新株予約権者」という。）は、本新株予約権の行使時においても、当社又は当社のグループ会社の取締役、執行役、監査役、使用人、顧問又は相談役の地位にあること（以下「権利行使資格」という。）を要する。ただし、本新株予約権者が権利行使資格を喪失した場合は、当社取締役会の決議に基づき、その喪失の日において行使可能であった本新株予約権を行使することを認めることができるものとする。
- (2) 新株予約権者は、2023年7月期から2027年7月期のいずれかの事業年度における当社損益計算書（連結損益計算書を作成した場合には、連結損益計算書）に記載された売上総利益の額が下記の水準を満たしている場合に限り、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、当該各号に掲げる割合（以下、「行使可能割合」という。）の個数を限度として、本新株予約権を行使することができる。
 - (a) 売上総利益が20億円を超過した場合 ：行使可能割合 20%
 - (b) 売上総利益が22.5億円を超過した場合 ：行使可能割合 60%
 - (c) 売上総利益が25億円を超過した場合 ：行使可能割合 100%

なお、当該売上総利益の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し、損益計算書の数値を直接参照することが適切でないとして取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めることができるものとする。上記(2)により権利を行使することができる日から2年を経過後（ただし、権利行使期間中であることを要する。）は、当該新株予約権者の有する本新株予約権の総数の全ての権利を行使することができる。

名称	第14回新株予約権
新株予約権の数	418個
保有人数	
当社取締役	1名
当社使用人	7名
社外協力者	2名
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式41,800株
新株予約権の払込金額	新株予約権1個につき600円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり103,600円 (1株当たり 1,036円)
新株予約権の行使期間	2024年11月1日から 2028年10月31日まで

主な行使の条件：

- (1) 本新株予約権の割当てを受けた者（以下「本新株予約権者」という。）は、本新株予約権の行使時においても、当社又は当社のグループ会社の取締役、執行役、監査役、使用人、顧問又は相談役もしくは外部協力者の地位にあること（以下「権利行使資格」という。）を要する。ただし、本新株予約権者が権利行使資格を喪失した場合は、当社取締役会の決議に基づき、その喪失の日において行使可能であった本新株予約権を行使することを認めることができるものとする。
- (2) 新株予約権者は、2024年7月期から2026年7月期のいずれかの事業年度における当社損益計算書（連結損益計算書を作成した場合には、連結損益計算書）に記載された売上総利益の額が下記の水準を満たしている場合に限り、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、当該各号に掲げる割合（以下、「行使可能割合」という。）の個数を限度として、本新株予約権を行使することができる。
 - (a) 売上総利益が25.2億円を超過した場合 ：行使可能割合 50%
 - (b) 売上総利益が28億円を超過した場合 ：行使可能割合 100%

なお、当該売上総利益の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し、損益計算書の数値を直接参照することが適切でないとして取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めることができるものとする。上記(2)により権利を行使することができる日から2年を経過後（ただし、権利行使期間中であることを要する。）は、当該新株予約権者の有する本新株予約権の総数の全ての権利を行使することができる。

名称	第15回新株予約権
新株予約権の数	271個
保有人数	
当社取締役	3名
当社使用人	4名
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式27,100株
新株予約権の払込金額	新株予約権1個につき455円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり89,100円 (1株当たり 891円)
新株予約権の行使期間	2025年11月1日から 2029年10月31日まで

主な行使の条件：

- (1) 本新株予約権の割当てを受けた者（以下「本新株予約権者」という。）は、本新株予約権の行使時においても、当社又は当社のグループ会社の取締役、執行役、監査役、使用人、顧問又は相談役もしくは社外協力者の地位にあること（以下「権利行使資格」という。）を要する。ただし、本新株予約権者が権利行使資格を喪失した場合は、当社取締役会の決議に基づき、その喪失の日において行使可能であった本新株予約権を行使することを認めることができるものとする。
- (2) 新株予約権者は、2025年7月期から2027年7月期のいずれかの事業年度における当社損益計算書（連結損益計算書を作成した場合には、連結損益計算書）に記載された売上総利益の額が下記の水準を満たしている場合に限り、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、当該各号に掲げる割合（以下、「行使可能割合」という。）の個数を限度として、本新株予約権を行使することができる。
 - (a) 売上総利益が33億円を超過した場合　：行使可能割合　50%
 - (b) 売上総利益が37億円を超過した場合　：行使可能割合　100%

なお、当該売上総利益の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し、損益計算書の数値を直接参照することが適切でないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めることができるものとする。上記(2)により権利を行使することができる日から2年を経過後（ただし、権利行使期間中であることを要する。）は、当該新株予約権者の有する本新株予約権の総数の全ての権利を行使することができる。

名称	第16回新株予約権
新株予約権の数	544個
保有人数	
当社取締役	8名
当社使用人	11名
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式54,400株
新株予約権の払込金額	新株予約権1個につき663円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり1,300円 (1株当たり 13円)
新株予約権の行使期間	2026年11月1日から 2030年10月31日まで

主な行使の条件：

- (1) 本新株予約権の割当てを受けた者（以下「本新株予約権者」という。）は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社のグループ会社の取締役、執行役、監査役、使用人、顧問または相談役の地位にあることを要する。ただし、新株予約権者が権利行使資格を喪失した場合は、当社取締役会の決議に基づき、その喪失の日において行使可能であった新株予約権を行使することを認めることができるものとする。また、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (2) 新株予約権者は、2026年7月期乃至2028年7月期のいずれかの事業年度における当社の損益計算書（連結損益計算書を作成している場合には、連結損益計算書）に記載された売上総利益の額が下記の水準を満たしている場合に限り、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、当該各号に掲げる割合（以下、「行使可能割合」という。）の個数を限度として、本新株予約権を行使することができる。
 - (a) 売上総利益が45億円を超過した場合：行使可能割合50%
 - (b) 売上総利益が50億円を超過した場合：行使可能割合100%

また、当該売上総利益の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し、損益計算書（連結損益計算書を作成している場合には、連結損益計算書）の数値を直接参照することが適切ではないと取締役会が判定した場合には、当社は合理的な範囲内で別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めることができるものとする。

名称	第19回新株予約権
新株予約権の数	749個
保有人数	
当社取締役	3名
当社使用人	18名
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式74,900株
新株予約権の払込金額	新株予約権1個につき522円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり854円 (1株当たり 8.54円)
新株予約権の行使期間	2027年11月1日から 2031年10月31日まで

主な行使の条件：

- (1) 本新株予約権の割当てを受けた者（以下「本新株予約権者」という。）は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社のグループ会社の取締役、執行役、監査役、使用人、顧問または相談役の地位にあることを要する。ただし、新株予約権者が権利行使資格を喪失した場合は、当社取締役会の決議に基づき、その喪失の日において行使可能であった新株予約権を行使することを認めることができるものとする。また、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (2) 新株予約権者は、2025年7月期乃至2027年7月期（別途当社取締役会において、2028年7月期と定めた場合には2028年7月期）までのいずれかの事業年度における当社の損益計算書（連結損益計算書を作成している場合には、連結損益計算書）に記載された売上総利益の額が下記の水準を満たしている場合に限り、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、当該各号に掲げる割合（以下、「行使可能割合」という。）の個数を限度として、本新株予約権を行使することができる。
 - (a) 売上総利益が50億円を超過した場合：行使可能割合50%
 - (b) 売上総利益が55億円を超過した場合：行使可能割合100%

また、当該売上総利益の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し、損益計算書（連結損益計算書を作成している場合には、連結損益計算書）の数値を直接参照することが適切ではないと取締役会が判定した場合には、当社は合理的な範囲内で別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めることができるものとする。

2. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - 1 法令、定款及び社会規範等の遵守を目的として「コンプライアンス規程」を定めるとともに、業務上必要な法令等についてはコンプライアンスリスクとして認識し、取締役及び使用人へ必要な啓蒙、教育活動を推進する。
 - 2 「内部通報規程」に基づき、外部の顧問弁護士等を通報窓口とする内部通報制度を制定し、不正行為等の防止及び早期発見を図る。
 - 3 監査等委員は「監査等委員会監査等基準」に基づき、独立した立場で取締役の職務執行状況について監査し、適法性に関する疑義を発見した場合は、その事実を指摘し改善するよう代表取締役及び取締役会に勧告するとともに、必要に応じてその行為の差止めを請求する。
 - 4 内部監査担当者は、「内部監査規程」に基づき、業務運営及び財産管理の実態を調査し、使用人の職務の執行が法令、定款及び当社規程に適合していることを確認の上、代表取締役に報告する。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - 1 取締役は、「文書管理規程」に従い、取締役の職務の執行に係る情報を文書又は電磁的媒体に記録し、保存する。取締役及び監査等委員は、必要に応じてこれらを閲覧できる。
 - 2 またデータ化された機密情報については、「情報管理規程」及び「個人情報保護規程」に従い適切なアクセス制限やパスワード管理、並びにバックアップ体制を敷くことで機密性の確保と逸失の防止に努める。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - 1 当社はコーポレートリスクの適切な把握及び啓蒙を目的として「リスク管理規程」を制定し、想定されるリスクに応じた有事に備えるとともに、有事が発生した場合には、当該規程に従い迅速かつ適切に対応する。
 - 2 取締役会は、必要に応じて、リスク管理体制について見直しを行う。

- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- 1 当社は毎月1回の定時取締役会を開催し、法定事項の決議、経営に関する重要事項の決定及び業務執行の監督等を機動的に行うことで効率的な職務執行に努める。加えて、必要に応じて臨時取締役会を開催する。
 - 2 当社は「職務権限規程」及び「職務分掌規程」に基づき担当取締役及び各部門長への権限の委譲を行うことで、迅速かつ効率的な意思決定を確保する。
- (5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- 1 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
子会社の自主性を尊重しつつ、事業の状況に関する定期的な報告を受けるとともに、承認事項、協議事項、報告事項を明確にし、その執行状況をモニタリングする。
 - 2 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社は、子会社の経営に重大な影響を与える事態を把握した場合には、「リスク管理規程」に基づき適時適切に対応することにより、子会社の損害の拡大を防止し、これを最小限に止める。
 - 3 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ① 子会社は、職務執行に関する権限及び責任について、「職務権限規程」、「職務分掌規程」その他の社内規程において明文化し、業務を効率的に遂行する。
 - ② 当社は、子会社の業務運営状況について内部監査を実施し、子会社と協議の上、必要に応じて改善を図る。
 - 4 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① 当社は「コンプライアンス規程」を策定し、子会社のコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努める。
 - ② 当社の内部監査担当者は、子会社の役職員の職務執行状況について、コンプライアンスの観点から内部監査を実施する。
- (6) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、及び当該使用人への指示の実効性確保に関する事項
- 1 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査等委員と協議の上、必要に応じて監査等委員の職務を補助する使用人を配置する。
 - 2 当該補助使用人に対する監査等委員会からの指示については、取締役及び所属部門長からの指揮命令を受けないこととする。

- 3 当該補助使用人の人事異動、考課及び懲戒処分については監査等委員会の同意を得るものとする。
- (7) 取締役及び使用人が監査等委員に報告をするための体制、当該報告者が報告を理由に不利な扱いを受けないための体制及び監査等委員への報告に関する体制
- 1 取締役及び使用人は、会社に対し著しい損害を及ぼす恐れのある事実が発生する可能性が生じた場合若しくは発生した場合、又は、法令・定款に違反する重大な事実が発生する可能性が生じた場合は、その事実を監査等委員に遅滞なく報告する。
 - 2 取締役及び監査等委員は、定期・不定期を問わず、コンプライアンス及びリスク管理への取り組み状況その他経営上の課題についての情報交換を行い、取締役・監査等委員間の意思疎通を図るものとする。
 - 3 監査等委員は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席するとともに、監査業務の一環として取締役会議事録及び稟議書等の重要文書を閲覧し、必要に応じて取締役及び使用人に説明を求めることができる。
 - 4 取締役及び使用人は、監査等委員に対して、法定の事項に加え、業務又は業績に重大な影響を与える事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況及びその内容を報告する体制を整備し、監査等委員の情報収集・交換が適切に行えるよう協力する。
 - 5 監査等委員は内部通報窓口であるコーポレート本部長及び顧問弁護士との情報交換を必要に応じて行い、重大なコンプライアンス上の懸念がある事象については、詳細な確認を行う。
 - 6 監査等委員に報告を行った取締役及び使用人について、代表取締役等の管理者は当該報告の事実を理由として不利益な取り扱いを行ってはならない。
- (8) 子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査等委員に報告をするための体制
- 1 子会社の取締役及び使用人は、法令及び規程に定められた事項のほか、当社の監査等委員から報告を求められた事項について速やかに当社の監査等委員に報告する。
 - 2 子会社の取締役及び使用人は、子会社に著しい損害を及ぼす事実又はそのおそれのある事実を把握した場合は、直ちに当社の子会社担当者に報告し、当社の子会社担当者は速やかに当社の監査等委員にその内容を報告する。

- 3 子会社は、法令・定款違反等を未然に防止する体制として内部通報制度を導入し、子会社における法令、定款、又は社内規程に違反する重大な事実、その他コンプライアンス上の重大な問題に係る通報について、当社の監査等委員への適切な報告体制を確保する。
- (9) 監査等委員会の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 1 監査等委員会監査に必要な費用については、毎期の予算策定時に監査等委員よりコーポレート部門に見込みを提示する。会社は、当該費用については会社運営上必要な経費として支給する。
 - 2 当該予算を超過する費用については、事前に監査等委員よりコーポレート部門宛に請求理由とともに申請し、必要な手続きを経た上で支給する。
 - 3 なお上記の支給方法は前払い・後払いのいずれの方法も可能とする。
- (10) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 1 取締役は、監査等委員が取締役会その他重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、重要な会議に出席できる環境を整備するとともに、内部監査担当者、会計監査人及び外部の専門家等と必要に応じて連携できる環境を構築する。
 - 2 監査等委員は会計監査人及び内部監査担当者と定期的に会合を持ち、各監査人の監査状況を共有し、効果的かつ効率的な監査の実施に努める。
- (11) 財務報告の信頼性を確保するための体制
- 当社は財務報告の信頼性確保のため、財務報告に係る内部統制システムの整備・構築を行い、その仕組みが有効かつ適切に機能することを定期的・継続的に評価するための体制を構築する。
- (12) 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方及びその整備状況
- 1 当社は、反社会的勢力に対する毅然とした対応を取ること、反社会的勢力との一切の関係を拒絶することを「反社会的勢力排除に関する規程」に定め、全ての取締役及び監査等委員並びに使用人に周知徹底する。
 - 2 反社会的勢力による不当要求、組織暴力及び犯罪行為に対しては、顧問弁護士、警察等の外部専門機関と連携し、解決を図る体制を整備する。

3. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における、当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概況は、以下のとおりであります。

(1) 取締役の職務執行

当社は「取締役会規則」に基づき、原則として毎月1回取締役会を開催し、法令又は定款に定められた事項及び経営上重要な事項の決議を行うとともに、取締役の職務執行の監督を行っております。また、社外取締役が4名在籍しており、取締役会における当社取締役の職務執行の監督機能を強化しております。なお、当事業年度においては、取締役会を18回開催いたしました。

(2) コンプライアンス

当社が社会的信頼を確保し、さらなる発展を遂げるためには、全社的なコンプライアンス体制の強化及び推進が不可欠であると認識しております。そのため、当社において「コンプライアンス規程」を定め、その周知徹底を図りました。また、法令違反その他のコンプライアンスに関する社内相談・報告体制として「内部通報規程」を定め、その周知徹底を図りました。

(3) リスク管理

当社は、リスクの軽減及び損失の最小化を図るため、「リスク管理規程」、「反社会的勢力排除に関する規程」等を定めており、全社的なリスク管理体制を強化しております。また、弁護士、公認会計士、税理士、社会保険労務士等の外部専門家の助言を受けられる体制を整えており、問題となりうる事項の早期発見に努めております。なお、「内部監査規程」を定め、当社の内部監査担当者が関連部署を内部監査することで、リスク管理体制全般の適切性、有効性について問題がないことを確認いたしました。

(4) 監査等委員会の監査

監査等委員会は、「監査等委員会監査等基準」及び「内部統制システムに係る監査の実施基準」に従って、株主総会、取締役会に出席するほか、監査計画に基づき重要書類の閲覧、役職員への質問等の監査手続を通じて、経営に対する適正な監視を行いました。また、内部監査担当者及び会計監査人と綿密な連携をとり、監査の実効性と効率性の向上に努めました。

連結株主資本等変動計算書

(2024年8月1日から
2025年7月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当期首残高	60,139	1,610,834	57,064	△62,516	1,665,521
連結会計年度中の変動額					
新株の発行 (新株予約権の行使)	12,248	12,248			24,496
剰余金の配当			△7,000		△7,000
減資	△57,689	57,689			—
親会社株主に 帰属する当期純利益			106,639		106,639
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	△45,441	69,937	99,639	—	124,135
当期末残高	14,698	1,680,772	156,703	△62,516	1,789,657

(単位：千円)

	その他の包括利益累計額			新株予約権	純資産合計
	そ の 有 価 評 価	証 差 額	他 の 包 括 利 益 合 計		
当期首残高	△5,167		△5,167	139,848	1,800,203
連結会計年度中の変動額					
新株の発行 (新株予約権の行使)					24,496
剰余金の配当					△7,000
減資					—
親会社株主に 帰属する当期純利益					106,639
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	1,893		1,893	5,467	7,360
連結会計年度中の変動額合計	1,893		1,893	5,467	131,496
当期末残高	△3,274		△3,274	145,316	1,931,700

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・ 連結子会社の数 1 社
- ・ 連結子会社の名称 株式会社ツクルボックス

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの… 時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

市場価格のない株式等…………… 移動平均法による原価法

ロ. 棚卸資産

販売用不動産…………… 個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

仕掛販売用不動産…………… 個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

未成工事支出金…………… 個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

原材料…………… 移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

② 重要な減価償却資産の減価償却方法

- ・ 有形固定資産…………… 定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）及び2016

年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	8～18年
工具器具備品	3～15年

③ 重要な引当金の計上基準

- ・貸倒引当金……………債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

④ 収益及び費用の計上基準

cowcamo（カウカモ）事業

主にリノベーション住宅のオンライン流通プラットフォームcowcamoの運営を通じて、中古・リノベーション住宅の仲介及び販売を行っております。中古・リノベーション住宅の仲介及び販売は、主に顧客との媒介契約又は不動産売買契約に基づきサービスの提供が完了した時点で履行義務は充足されるため、その一時点で収益認識しております。

また、中古住宅等のリノベーション工事も請け負っております。中古住宅等のリノベーション工事では顧客との工事請負契約に基づき、工事を完成させる義務を負っております。当該履行義務は、工事期間がごく短いため、工事完了時点で収益認識しております。

⑤ その他連結計算書類作成のための重要な事項

- ・繰延資産の処理方法

株式交付費……………支出時に全額費用として処理しております。

社債発行費……………支出時に全額費用として処理しております。

（表示方法の変更）

（連結貸借対照表関係）

前連結会計年度において、「流動資産」の「その他」に含めておりました原材料は、連結貸借対照表の明瞭性を高めるため、当連結会計年度より「原材料及び貯蔵品」に含めて表示しております。

なお、前連結会計年度の「原材料及び貯蔵品」は627千円であります。

2. 会計上の見積りに関する注記

(1) 販売用不動産及び仕掛販売用不動産の評価

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

	当連結会計年度
販売用不動産	1,642,413千円
仕掛販売用不動産	1,837,075千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

イ. 算出方法

当社グループでは、棚卸資産の評価に関する会計基準に従い、販売用不動産及び仕掛販売用不動産に係る収益性の低下等による期末における正味売却価額が取得原価よりも下落している場合には、当該正味売却価額をもって連結貸借対照表価額としております。

ロ. 主要な仮定

正味売却価額の算出に用いた主要な仮定は販売価格であり、近隣の取引事例や直近の販売実績などを考慮し算出しております。

ハ. 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

市況の変化、事業の進捗や販売の状況に応じて、正味売却価額が帳簿価額を下回った場合には、追加で評価損を計上する可能性があります。

(2) 繰延税金資産の回収可能性

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

	当連結会計年度
繰延税金資産	72,124千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

イ. 算出方法

繰延税金資産は、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 2018年2月16日）に基づき、税務上の繰越欠損金及び将来減算一時差異のうち将来にわたり税金負担額を軽減することが認められる範囲で認識しております。

ロ. 主要な仮定

課税所得の見積りについては、将来の事業計画を基礎としており、主要な仮定は、売上計画の基礎となる将来の取引件数の増加及び手数料率の確保等になりま

す。

ハ．翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

繰延税金資産の回収可能性は翌連結会計年度の課税所得の見積りに依存するため、翌連結会計年度の不確実な経済状況及び会社の経営状況の影響を受け、その見積額の前提条件や仮定に変更が生じた場合には、繰延税金資産の取り崩しに伴う法人税等調整額の計上により、翌連結会計年度の損益及び財政状態に重要な影響を与える可能性があります。

3．連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保資産

① 担保に供している資産

販売用不動産	1,260,455千円
仕掛販売用不動産	1,160,254千円
計	2,420,710千円

② 担保に係る債務

短期借入金	1,217,100千円
1年内返済予定の長期借入金	909,896千円
長期借入金	120,008千円
計	2,247,004千円

(2)有形固定資産の減価償却累計額 97,407千円

4．連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 株式数(株)	当連結会計年度増加 株式数(株)	当連結会計年度減少 株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
普通株式(注)	11,685,600	29,600	—	11,715,200
A種種類株式	700	—	—	700
合計	11,686,300	29,600	—	11,715,900

(注) 普通株式の株式数の増加は、新株予約権の行使による増加29,600株であります。

(2) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の 種類	配当の原資	配当金の 総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
----	-----------	-------	--------------------	-----------------	-----	-------

2024年9月12日 取締役会	A種種類 株式	利益剰余金	7,000	10,000.00	2024年7月31日	2024年10月31日
--------------------	------------	-------	-------	-----------	------------	-------------

- ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の 種類	配当の原資	配当金の 総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年9月12日 取締役会	A種種類 株式	その他 資本剰余金	7,000	10,000.00	2025年7月31日	2025年10月31日

- (3) 当連結会計年度末における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数
普通株式 236,125株

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金繰計画に照らして、一時的な余資は流動性の高い金融商品で運用し、主に運転資金を銀行借入、社債により調達しております。デリバティブ取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、満期のある債券及び非上場株式であり、主に発行体の信用リスクを伴っております。

敷金及び保証金は、主にオフィスの不動産賃貸借契約に基づく敷金及び営業取引先への保証金であり、契約先及び取引先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及びその他の金銭債務（社債・借入金を除く）は、概ね1年以内の支払期日であります。社債・借入金は、主に運転資金と販売用不動産の取得に係る資金調達を目的としたものであります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、販売管理規程に従い、営業債権について、管理部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、各営業担当者に入金状況を随時連絡しており、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

投資有価証券については、定期的に発行体の財務状況等を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

ロ、市場リスクの管理

長期借入金の金利変動リスクについては、分割返済などによりその影響を緩和するとともに、財務を所管する部門が金利変動状況を管理しております。

ハ、資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき財務を所管する部門が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、重要性が乏しいと認められるものは含めておらず、また、現金は注記を省略しております。預金、売掛金及び契約資産、買掛金、短期借入金、1年内償還予定の社債、1年内返済予定の長期借入金、未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額と近似することから、注記を省略しております。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 投資有価証券 その他有価証券	16,725	16,725	—
資産計	16,725	16,725	—
(1) 社債	101,000	100,852	△147
(2) 長期借入金	609,118	600,956	△8,161
負債計	710,118	701,808	△8,309

(注1) 市場価格のない株式等は、「投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

区分	当連結会計年度末
非上場株式	12,589

(注2) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,867,530	—	—	—
売掛金及び契約資産	148,750	—	—	—
投資有価証券				

その他有価証券 のうち満期があ るもの	—	—	20,000	—
合計	2,016,281	—	20,000	—

(注3) 社債及び長期借入金、その他の有利子負債の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
社債	72,000	41,000	30,000	30,000	—	—
長期借入金	1,206,304	198,886	175,376	161,204	69,030	4,622
合計	1,278,304	239,886	205,376	191,204	69,030	4,622

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、これらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：千円)

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
転換社債型新株予約権付社債	—	16,725	—	16,725
資産計	—	16,725	—	16,725

② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
社債	—	100,852	—	100,852
長期借入金	—	600,956	—	600,956
負債計	—	701,808	—	701,808

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

将来キャッシュ・フローと国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率による割引現在価値法により時価を算定しており、レベル2の時価に分類しております。

社債及び長期借入金

元利金の合計額と償還期限までの残存期間及び当社の信用リスクを加味した利率による割引現在価値法により時価を算定しており、レベル2の時価に分類しております。

6. 賃貸等不動産に関する注記

該当事項はございません。

7. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	cowcamo (カウカモ) 事業
仲介・付帯サービス	2,921,245
自社企画商品	5,174,795
顧客との契約から生じる収益	8,096,040
その他の収益	2,990
外部顧客への売上高	8,099,031

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記(4)会計方針に関する事項 ④収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度末
顧客との契約から生じた債権	
売掛金	44,532
契約資産	104,217
契約負債	23,014

(注) 契約負債は、主に顧客から受け取った前受金に関するもので、サービスの提供について顧客の受け入れが得られた時点で、収益へと振替えられます。当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首の契約負債残高に含まれていた額は17,340千円であります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループは、残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、

記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(表示方法の変更)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報については、報告セグメントに基づいて記載しておりましたが、財務諸表利用者により有用な情報を提供することを目的として、当連結会計年度より収益認識の分解情報を「仲介・付帯サービス」「自社企画商品」の区分に変更しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	94円85銭
1株当たり当期純利益	9円38銭

9. 重要な後発事象に関する注記

（子会社の設立）

当社は、2025年9月12日開催の取締役会において、子会社の設立について決議いたしました。

1. 子会社設立の背景と目的

当社は、主力事業である中古・リノベーション住宅の流通プラットフォーム「cowcamo（カウカモ）」の提供価値向上および事業基盤強化のため、リノベーションの設計・施工を専門に行う子会社「株式会社カウカモ工務店」を設立することを決定いたしました。

2. 設立する子会社の概要

（１）名称	株式会社カウカモ工務店
（２）所在地	東京都渋谷区恵比寿四丁目３番14号
（３）代表者の役職・氏名	代表取締役社長 竹内 真
（４）事業内容	マンションのリノベーション工事請負業
（５）資本金	50,000,000円
（６）設立年月日	2025年10月（予定）
（７）出資者及び出資比率	当社 100%

株主資本等変動計算書

(2024年8月1日から
2025年7月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計
当期首残高	60,139	60,139	1,550,695	1,610,834
事業年度中の変動額				
新株の発行 (新株予約権の行使)	12,248	12,248		12,248
剰余金の配当				
減資	△57,689	△57,689	115,379	57,689
当期純損失 (△)				
株主資本以外の項目の当期 変動額 (純額)				
事業年度中の変動額合計	△45,441	△45,441	115,379	69,937
当期末残高	14,698	14,698	1,666,074	1,680,772

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 計
	そ の 他 利 益 金	利 益 剰 余 金 計		
	繰 越 剰 余 金			
当期首残高	21,003	21,003	△62,516	1,629,461
事業年度中の変動額				
新株の発行 (新株予約権の行使)				24,496
剰余金の配当	△7,000	△7,000		△7,000
減資				—
当期純損失 (△)	△49,376	△49,376		△49,376
株主資本以外の項目の当期 変動額 (純額)				
事業年度中の変動額合計	△56,376	△56,376	—	△31,879
当期末残高	△35,372	△35,372	△62,516	1,597,581

(単位：千円)

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	△5,167	△5,167	139,848	1,764,142
事業年度中の変動額				
新株の発行 (新株予約権の行使)				24,496
剰余金の配当				△7,000
減資				—
当期純損失(△)				△49,376
株主資本以外の項目の当期 変動額(純額)	1,893	1,893	5,467	7,360
事業年度中の変動額合計	1,893	1,893	5,467	△24,518
当期末残高	△3,274	△3,274	145,316	1,739,623

個別注記表

1. 重要な会計方針

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式……移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの… 時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

市場価格のない株式等…………… 移動平均法による原価法

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

販売用不動産……………個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

仕掛販売用不動産……………個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

未成工事支出金……………個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

原材料……………移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産……………定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建	物	8～18年
工	具器具備品	3～15年

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金…………… 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

cowcamo（カウカモ）事業

主にリノベーション住宅のオンライン流通プラットフォームcowcamoの運営を通じて、中古・リノベーション住宅の仲介及び販売を行っております。中古・リノベーション住宅の仲介及び販売は、主に顧客との媒介契約又は不動産売買契約に基づきサービスの提供が完了した時点で履行義務は充足されるため、その一時点で収益認識しております。

また、中古住宅等のリノベーション工事も請け負っております。中古住宅等のリノベーション工事では顧客との工事請負契約に基づき、工事を完成させる義務を負っております。当該履行義務は、工事期間がごく短いため、工事完了時点で収益認識しております。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

・ 繰延資産の処理方法

株式交付費……………支出時に全額費用として処理しております。

社債発行費……………支出時に全額費用として処理しております。

(表示方法の変更)

(貸借対照表関係)

前事業年度において、「流動資産」の「その他」に含めておりました原材料は、貸借対照表の明瞭性を高めるため、当事業年度より「原材料及び貯蔵品」に含めて表示しております。

なお、前事業年度の「原材料及び貯蔵品」は627千円であります。

2. 会計上の見積りに関する注記

(1) 販売用不動産及び仕掛販売用不動産の評価

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

	当事業年度
販売用不動産	261,202千円
仕掛販売用不動産	298,729千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

連結注記表【2. 会計上の見積りに関する注記 (1) 販売用不動産及び仕掛販売用不動産の評価】に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(2) 繰延税金資産の回収可能性

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

	当事業年度
繰延税金資産	60,133千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

連結注記表【2. 会計上の見積りに関する注記 (2) 繰延税金資産の回収可能性】に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保資産

① 担保に供している資産

販売用不動産	198,719千円
仕掛販売用不動産	284,624千円
計	483,344千円

② 担保に係る債務

短期借入金	248,300千円
1年内返済予定の長期借入金	205,996千円
長期借入金	120,008千円
計	574,304千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 97,407千円

(3) 保証債務

下記の関係会社のクレジットカード利用残高について、保証を行っております。

株式会社ツクルバボックス 81千円

下記の関係会社の金融機関からの借入金等に対して、保証を行っております。

株式会社ツクルバボックス 2,983,800千円

(4) 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	1,524,693千円
短期金銭債務	9,809千円

(5) 取締役に対する金銭債権債務

長期金銭債権	16,477千円
短期金銭債務	451千円

4. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	211,312千円
売上原価	209,326千円

営業取引以外による取引高 107,989千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度増加 株式数(株)	当事業年度減少 株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	335,709	—	—	335,709

6. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業所税	1,605 千円
未払賞与	31,647 //
資産除去債務	2,971 //
減損損失	5,667 //
ソフトウェア	107,562 //
投資有価証券評価損	4,342 //
税務上の繰越欠損金	526,912 //
株式報酬費用	11,822 //
その他有価証券評価差額金	1,099 //
その他	7,557 //
繰延税金資産小計	701,190千円
評価性引当額	641,056 //
繰延税金資産合計	60,133千円

7. リースにより使用する固定資産に関する注記

(1) ファイナンス・リース取引

該当事項はありません。

(2) オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1 年内	189,456 千円
1 年超	78,940 //
合計	268,396 千円

8. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 重要な会計方針 (4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

9. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社及び関連会社等

種類	会社等の 名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
子会社	株式会社 ツクルバ ボックス	東京都 渋谷区	92,000	不動産の 売買・仲 介等	(所有) 直接 100.0	資金の援助 業務受託及 び委託	資金の貸付 利息の受取 (注) 1	1,435,000 38,010	短期貸付金 未収収益	1,435,000 37,202
							業務受託 (注) 2	263,461	売掛金 未収入金	12,591 16,987
							業務委託 (注) 2	209,326	未払金	7,743
							経費の 立替払い (注) 3	185,656	未収入金	53,316
							経費負担 (注) 3	18,240	未払金	1,716
							出向者給与等 の受取 (注) 4	31,660	未収入金	6,797
							債務保証 (注) 5	2,983,800	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針

(注) 1. 資金の貸付

資金の貸付に係る利率については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

2. 業務受託及び業務委託

業務受託料及び業務委託料については、両社協議の上決定しております。

3. 経費の立替払い

株式会社ツクルバ及び株式会社ツクルバボックスの事業運営に係る各種経費の実際発生額を精算したものであります。

4. 出向者給与等の受取

出向者にかかわる人件費は、出向元の給与等を基準に両社協議の上決定しております。

5. 借入金に対する債務保証

金融機関からの借入金につき、債務保証を行っております。なお、本債務保証行為に際し、保証料の受取は行っておりません。

(2) 役員及び主要株主（個人の場合に限る）等

種類	会社等の 名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
役員及び 主要株主	村上浩輝	—	—	当社 代表 取締役	(被所有) 直接 19.2 間接 10.3	債務被保証	借入金に対す る債務保証 (注) 1	134,994	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針

(注) 1. 借入金に対する債務保証

当社は、銀行借入金に対して当社代表取締役村上浩輝より債務保証を受けております。なお、本債務保証行為に際し、保証料の支払いは行っておりません。

10. 1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額 77円97銭

1 株当たり当期純損失 4円34銭

11. 重要な後発事象に関する注記

「連結注記表 9. 重要な後発事象に関する注記」に記載しているため、注記を省略しております。